

令和8年度豊岡北中学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは、すべての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

2 いじめについての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

III 学校の取組

1 未然防止

いじめを未然に防止するには、「いじめはどの子どもにも、どの学級・学校でも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、「いじめを生まない土壌づくり」が基本となる。そのため、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。また、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認めあえる人間関係・学校風土を作り上げていく。

① 学校体制を確立し、環境を整備する

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためにはいじめの予

兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立する。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高める

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本である。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問する。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになる。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせる。

④ 生徒の自浄力を育てる

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要である。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていく。

2 早期発見

「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われる。深刻な事態を招かないためにも、生徒のわずかな変化を手がかりとした早期発見が大切であり、そのためにも、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めていく。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていく。さらに、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報収集をすすめる。

① 日常のきめ細やかな観察

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報である。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察する。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくる。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていく。

3 いじめ対応チーム会議の設置

① いじめ対応チーム会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、いじめ対応チーム会議を設置する。

② いじめ対応チーム会議の役割

いじめ対応チーム会議（以下、「チーム会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

4 早期対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合は、教職員（担任）が一人で抱え込まず、学年・学校全体に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を

尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

① いじめ対応チーム緊急対策会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、速やかに「緊急対策会議」を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、調査班を中心とした事実関係の把握、対応班を中心とした指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。
- イ 直ちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職へ報告する。
- ウ いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
 - ・いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聴く場合には、時間と場所を配慮する。
 - ・登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く態勢を強化する。
- エ 事実確認と情報の共有を図る。
 - ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、情報を共有する。
 - ・いじめている生徒からは、いじめを行うに至った経緯や心情を聴き取る。
 - ・周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得る。

③ いじめられた生徒とその保護者への支援

- ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れて、共感する。
- イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高める配慮をする。
- オ 丁寧な聴き取りを行ってから、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- カ 学校の指導方針を伝え、今後の対応を相談する。
- キ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ク 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ケ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

④ いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ア いじめた気持ちや状況について十分に聴き、生徒の背景にも注意しながら指導する。
- イ 心理的な孤立感などを与えないよう配慮しながら、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
 - ・いじめが人として決して許されない行為であることを指導する。
 - ・いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ウ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- エ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- オ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを共に考え、具体的な助言を行う。

⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの「傍観者」から、いじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- イ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を、学校全体に示す。
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- オ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- カ 解決後も継続して複数の目で観察し、折に触れ指導を行う。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- ア 以下のことについて保護者に理解と協力を依頼する。

- ・生徒のパソコンや携帯電話などを第一義的に管理するのは家庭であること
 - ・スマートフォン等を持たせる必要性を検討し、フィルタリングだけでなく家庭でのルールをつくること
 - ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識を持つこと
- イ 情報モラルに関する指導の際、以下のことを生徒に理解させる。
- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、簡単に回収ができないこと
 - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
 - ・チェーンメール等は絶対に転送しないこと
- ウ 関係機関と連携し、ネット上の書き込みや画像などへの対応をすすめる。
- ・書き込みや画像の削除、チェーンメール等への具体的な対応方法についての助言
 - ・被害の拡大を防ぐために、警察等の専門機関への相談と書き込み等の迅速な削除
- ⑦ 関係機関との連携
- ア いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、問題の解決に向けて必要な支援を受けるとともに、必要に応じて「出席停止」「就学校の変更」「区域外就学」の措置を講じる。
- イ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案は、早期に所轄の警察に相談し、連携して対応する。
- ウ 生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに警察に通報する。
- エ いじめた生徒のおかれた背景に家庭の要因が考えられる場合には、豊岡こども家庭センター、福祉事務所、民生・児童委員の協力を得ることも視野に入れて対応する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 2 教育委員会及び学校による調査
- 教育委員会と学校が、しっかりと事実に向き合うことで、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 3 重大事態の発生及び調査結果の報告
- 重大事態の発生及び調査を行った結果について、教育委員会と学校は市長へ報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- 4 調査結果を踏まえた措置
- 調査結果の報告を受けた市長は、調査結果をふまえ重大事態への対処又は同種の事態の防止のために教育委員会と必要な措置について協議する。

Ⅵ 校内いじめ防止対策組織・役割分担

毎年、いじめ対策基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

Ⅴ 校内いじめ防止対策組織・役割分担

(1) 「いじめ対応チーム」構成員

・校長 ・教頭 ・生徒指導担当 ・不登校担当 ・生徒支援担当 ・養護教諭
・学年代表 ・学年生徒指導 ・特別支援教育コーディネーター ・部活動担当
(必要に応じて) 生徒会担当、研修担当
スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

- 「いじめ対応チーム」の補助機関として「生徒指導部会」と「不登校等生徒支援部会」をそれぞれ週1回定例開催し、いじめの未然防止、早期発見に関する対応についての協議と共通理解を図る。いじめ事案発生時には緊急対策会議を開催する。

(2) いじめ防止対策の企画・運営

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(校長)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・(校長、教頭、生徒指導担当)
- ・いじめ防止指導研修会の企画・運営・・・(生徒指導担当)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・(生徒指導担当)
- ・道徳教育との連携・・・(各学年道徳担当)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・(校長、教頭、生徒指導担当)

(3) 教育相談

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・(生徒指導担当)
 - 1年、2年、3年通常学級・・・(各学年代表、学年生徒指導)
 - 特別支援学級・・・(特別支援学級担任)
 - 保健・健康面での相談・・・(養護教諭)
- ・特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・(特別支援教育コーディネーター)
- ・カウンセリング計画の管理・・・(各担任、不登校担当)
- ・SC・SSWとの連携・・・(生徒指導担当、不登校担当、教頭)

(4) 生徒・保護者・地域との連携

- ・生徒会(生活委員会)との連携・・・(生徒指導担当、生徒会担当、学年生徒指導)
- ・各部活動との連携・・・(生徒指導担当、部活動担当)
- ・PTA本部、健全育成部会との連携・・・(教頭、生徒指導担当、学年生徒指導)
- ・地域会議(青少年健全育成会議等)との連携・・・(校長、教頭、生徒指導担当)

(5) 関係機関との連携

- ・警察(兵庫県警、豊岡警察署)との連携・・・(生徒指導担当)
- ・豊岡こども家庭センター、
豊岡市こども支援センターとの連携・・・(生徒指導担当、不登校担当)
- ・学校支援チームとの連携・・・(教頭、生徒指導担当)
- ・法務局人権擁護課(豊岡支局)との連携・・・(生徒指導担当)
- ・マスコミへの対応・・・(校長、教頭)